

文京区補助金等チェックシート

所属 福祉部障害福祉課

1 補助金の名称等

30年度調査

補助金の名称	中小企業障害者職業体験受入れ助成金									
根拠規定等	文京区中小企業障害者職業体験受入れ助成事業実施要綱									
創設年月	平成	24	年	5	月	経過年数 〔自動計算〕	5年	終了予定年月		
直近の見直し年月	平成	29	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	1年			
見直しの内容	対象事業所を、中小企業(従業員数300人以下)に限定し、雇用体験受入助成額を1日2千円・4千円へ変更(従前は、3日又は4日の場合:1.5万円、5日以上の場合:3万円)。また、雇用した場合の奨励金を10万円へ変更(従前は6万円)									
予算科目	款	項		目		大事業		中事業		実施計画事業番号
	5 民生費	3 心身障害者福祉費	1 心身障害者福祉事業費	23 中小企業障害者雇用助成	1 中小企業障害者雇用助成					福祉03-01
補助金の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給									

2 補助金の概要

補助目的	区内中小企業(従業員数300人以下)の事業主に対し、障害者雇用体験及び障害者雇用体験に係る障害者の雇用に要する費用の一部を助成することによって、障害者雇用の拡大を図るとともに、障害者理解の促進を図る。									
補助事業等の内容	(1)雇用体験助成金…区内中小企業(従業員数300人以下)の事業主に対し、障害者1人につき、 ①1日当たり2時間以上4時間未満の障害者雇用体験を実施した場合 奨励金(2,000円/日) ②4時間以上の障害者雇用体験を実施した場合、奨励金(4,000円/日)を支給する。 (2)雇用促進奨励金…障害者雇用体験に係る障害者を1月を越えて継続して雇用し、1日当たり4時間以上かつ週3日以上であって雇用期間が3月以上の場合、奨励金(100,000円)を支給する。									
補助対象経費の内容	-									
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他 [特定の相手方に補助している場合は具体的に記入]									
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 (補助率) <input checked="" type="checkbox"/> 定額 (補助額 2,000円・4,000円・100,000円) <input type="checkbox"/> 補助単価 (補助単価 単位) <input type="checkbox"/> その他 [その他の場合は具体的に記入] [定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入] 雇用体験奨励金は、都で実施する「精神障害者社会適応訓練事業」の協力事業所に対する委託料(3,564円/日)と同程度の額とし、雇用促進奨励金は、1か月の賃金相当の額とする。									
公募の状況	区ホームページ、チラシ配布等により広く補助金の申請を受け付けている。									
実績報告書時における用途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書 <input checked="" type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (3月の雇用状況が確認できる書類(出勤簿、賃金台帳等)の写)									
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独 <input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		負担割合	区	1/2	国	都	1/2	補助対象者	
			上乗せの内容・理由							

3 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	△	障害者雇用を行ったことがない事業所の障害者雇用の契機となっている。その一方で、一般就労(雇用契約)に繋がる事例を増やすことが課題である。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

4 交付実績

(件、千円)

項目	27年度(決算)	28年度(決算)	29年度(決算)	30年度(予算)
交付(見込み)件数	0	0	1	131
決算(予算)額	0	0	16	620
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	82	8	310
その他	0	0	0	0
一般財源	0	△ 82	8	310
29年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	29年度は、1人の障害者を受け入れ、接客・清掃等の職業体験を実施した区内の飲食店(1事業者)に対して、奨励金の支給を行った。職業体験日数は6日間(2時間以上4時間未満:4日、4時間以上:2日)と比較的短期間ではあったものの、柔軟に活用できることや事業主負担が生じない等のメリットも作用し、他事業者において本助成事業の活用を検討する際に参考事例の1つとなったことにより、今後の利用増加が見込まれている。			

5 課題及び今後の方向性

29年度から、対象を中小企業へ限定し、本補助金の趣旨を明確にするとともに、1日からの雇用体験を助成対象とすることで雇用体験に対する敷居を低くしたところであるが、利用件数が伸びてない課題がある。そのため、今後は、チラシ配布対象機関の拡大や、区内中小企業経営者・人事担当者向けセミナーにおいて本事業の説明を行う等により、広く事業者への周知に努め、本事業の利用増につなげる。